長与町農業委員会会議録

令和４年１１月２５日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

令和４年１１月農業委員会総会

１．日時　　令和４年１１月２５日（金）　　９時３０分から１１時３０分

２．場所　　長与町役場４階会議室

３．農業委員会委員　　出席委員（１２名）

会長　　１番　水谷　勉

委員　　２番　渡邉　章三　　３番　原田　成信　　４番　崎山　光子

５番　永田　好紀　　６番　岡﨑　道子　　７番　原口　司

８番　山本　忠典　　９番　益冨　雅彦　　１０番　柳原　厚志

１１番　山口　多美子　　１２番　原田　正利

４．農地利用最適化推進委員　　出席委員（７名）

１番　永冨　義徳　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　山口　健士　　５番　増田　博光　　６番　坂口　勝利

７番　坂本　謙二

５．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（１名）

８番　坂本　秀哉

６．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　３番　原田　成信　　４番　崎山　光子

第２　　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

第３　　第２号議案　農用地利用集積計画について

第４　　第１号報告　違反転用報告について

７．農業委員会事務局職員

事務局長　　山﨑　昇

農政農地係長　　森　雅之

農政農地係主事　　竹中　敦月

事務局　皆さんおはようございます。総会の開催に先立ち、報告いたします。

長与町農業委員会総会規則第６条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。本日は、委員１２人全員の出席をいただいており、過半数に達しておりますので、総会が成立することを報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員は８人中７人の出席でございます。

本日の欠席者は、坂本　秀哉　推進委員の１人です。

それでは、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願いいたします

議長　それでは、令和４年１１月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第１の農業委員会　総会規則、第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人、指名いたします。３番　原田　成信　委員、４番　崎山　光子　委員を指名いたします。

日程第２　本日は、第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請が２件。第２号議案農用地利用集積計画が２件出ております。報告事項は、違反転用報告が１件です。

では、日程第２　提出された議案の審議に入ります。第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について、事務局からの説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について、説明いたします。第１号議案の１ページをお開きください。資料につきましては№１をご覧ください。

整理番号　１１

申請地は２筆です。

申請地　長与町高田郷（地番）、地目　田　面積　３８４㎡

申請地　長与町高田郷（地番）、地目　畑　面積　１０１㎡

２筆合計　４８５㎡です。

農地区分は、すべて農用地区域外です。

申請者は、譲渡人が、長与町高田郷（地番）（氏名）。

譲受人が、長与町北陽台（地番）（氏名）。

申請目的は、贈与による所有権移転です。

備考欄に記載している通り、譲渡人は高齢のため、孫である譲受人へ贈与するものです。譲受人の耕作地は、３１，９３６．１１㎡、労働力は４人です。市街化区域となります。

土地の所在を説明します。議案書の２ページをお願いします。

申請地　長与町高田郷（地番）は、図面の左側に（会社名）がございます。（会社名）の南西側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。

ここで、資料№１をご覧下さい。上の写真が申請地となっております。現在、河川改修工事に伴う道路工事が行われており、一時的に資材置き場として使われておりますが、工事終了後には畑に戻すことになっております。

続きまして、申請地　長与町高田郷（地番）は、（会社名）の南東側に位置した、赤色で表

示してある場所が申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、３・４ページでご確認いただければと思います。以上です。

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

山口　健士　推進委員

推進委員４番

１５日の日に、水谷会長、岡﨑委員、事務局長と、３人で立会いをいたしました。先に（地区名）のほうの農地を調べたんですけど、自宅のすぐ上の土地で、申請者の（譲渡人）さんが高齢っていうことで、従来ずっと長男である、（氏名）氏がずっと経営してたんですけど、長男の孫が後を引き継ぐっていうことで現在はミカンをやっておられます。自宅のすぐ上の上高田の畑については、従来ずっと作っておられたということで、そのまま畑として、譲渡するっていうことと、高田郷（地番）、ここの申請地につきましては、従来藪地みたいなとこだったんですけど、河川改修工事に伴い、ここの沿線に４ｍの道路がずっと通るということでここを埋めて平地にして、ある意味一等地になったみたいな感じなんですけど、ここを一応畑として、孫が後を受け継ぐということで、別に問題ないと思います。以上です。

続きまして、担当農業委員さんお願いします。

６番　岡﨑　道子　委員

６番

別に問題はないんです。この川沿いの畑をお孫さんに充てるということで、いいことだと思いました。以上です。

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか

１０番　柳原　厚志　委員

１０番

（譲渡人）さんですかね、高齢になられるわけですが、御主人はもう亡くなられているわけですよね。息子の（氏名）さんは農業はされてないんですか。それから（譲受人）さんは、専業農家をされてるんでしょうか、そこのところを確認したいと思います。以上です。

事務局

はい、お答えします。息子さんである（氏名）さんは、農業をされております。農家台帳にはですね、孫である（譲受人）さんも記載されておりますので、農地をお母さんからお孫さ

んに渡すことは問題がないものと思っております。以上です。

議長　山口　健士　推進委員、申請人の労働力の状況について、追加で説明をお願いします。

推進委員４番　現在は孫の（譲受人）くんに対する農業指導っていうのが主体で、実務的にはやはり（氏名）氏が一応名義としては主でやってまして、認定農業者でございますから、そういう意味では何ら問題ないと思います。

他にご意見・質問はありませんか。
２番　渡邉　章三　委員

２番　この１番目の（地区名）というところは、農地調査では、Ａ区分・Ｂ区分ありますけど、どちらになっていますか。

事務局　はい、すみません、ちょっと確認は出来てないんですが、今回の調査ではこの転用のような状況、砕石が置いているような状況ですので、転用と書いてあるのかどうかというところにはなるかと思います。ただ、町の事業として仮置場という感じで使われておりますので畑に戻すということでは、（譲渡人）さんのほうから確認をしております。

推進委員４番　先日の調査の段階では保全管理になっていました。

議長　他にご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農地法第３条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認・議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

続いて、事務局から２件目の説明をお願いします。

事務局　２件目です。

第１号議案の５ページをお開きください。資料につきましては№.２をご覧ください。

整理番号　１２

申請地　長与町斉藤郷（地番）　地目　畑　面積　１，２６８㎡

農地区分は、農用地区域内です。

申請者は、譲渡人が、長崎市（地番）（氏名）。

福岡市（地番）（氏名）。

譲受人が時津町浜田郷（地番）（氏名）。

申請目的は、売買による所有権移転です。価格は〇〇円、１０ａあたりの単価は、〇〇円です。

備考欄に記載している通り、譲渡人は、申請地の管理が困難であるため、譲受人が買い受けて耕作を行います。譲受人の耕作地は、時津町に５，８９９㎡、労働力は３人です。市街化調整区域となります。

土地の所在を説明します。議案書の６ページをお願いします。図面の左上に（施設名）がございます。（施設名）の南東側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、７ページで、ご確認いただければと思います。以上です。

議長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

坂本　謙二　推進委員

推進委員７番　はい、１１月の１５日、１１時から水谷会長、山﨑局長、森係長、渡邉委員それと私、５名で現地の確認をいたしました。この土地はですね、多分、半年ぐらい、もうちょっと前かもしれんですけど産業振興課のほうから、農地の売買とか何とかを探してるということで、話があった物件だと思っております。その話に基づいてですね、渡邉委員がその土地の隣接者の方に話を持ちかけて、（譲受人）さんが買うということになったようです。この土地はですねかなりこう荒れてた土地なんですけど、大体、（譲受人）さんが買うということがある程度確定してからですね、（譲受人）さんがずっと、この書類が上がってくる前から現地をきれい

にして、この資料№.２にあるように、随分きれいになっておる状態での現地の確認でした。地域の人間としてはですね、道路の横の荒れた土地が、きれいになってとてもよいことだと思っております。特に問題はないと思うんですけど、この写真についている農地以外にもですね、この７ページのちょっと上のほうですかね。道路の下にもまだ土地がちょっとあるんですけど、約２割ばかりですね。その土地もせっかく買っていただいたので、かなりそこも荒れてますので耕作してきれいにしてほしいなと私は思っております。以上です。

議長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
２番　渡邉　章三　農業委員

２番　　はい。坂本委員さんが言われたとおりでございますが、もう少し詳しく言います。実はこの土地がですね、ここの（氏名）さんのお父さんが亡くなってからずっと荒れていた状態でした。そこで、この写真にあるようには今きれいですけど、前はもっと草ぼうぼうですね、その横が実は（氏名）さんの土地で、管理をされて自分がミカンを作っていたので、できれば（氏名）さんにですね、ここば買わんかという案内をしました。そしたら、（氏名）さんがですね、自分ももう土地は要らないと、それで、自分の従弟にですね、紹介をして、そこを買うようになりました。この従弟の方はユンボとか２トン車とかそういう機械も全て持ってですね、農業をされております。この方は以前、（地区名）にある土地を、多分、１反近くを買われたという経過があります。そういうことでですね、農業についてはやる気がもう十分あります。そういうことで、これは願ってもない事だということになります。それから、ここの土地がですね、実はそのイノシシの運動場になっていまして、もうかなり、荒れておりました。人が入るようになってからですね、大分このようにきれいになったということです。以上です。

議長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農地法第３条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認・議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

続いて、第２号議案　農用地利用集積計画について審議いたします。事務局から１件目の説明をお願いします。

事務局　それでは第２号議案　農用地利用集積計画について、説明いたします。第２号議案をご準備ください。
１ページから２ページの議案提出・規定・集計表等については、説明を省略させていただきます。３ページをお開きください。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、
長与町岡郷（地番）（氏名）。
利用権を設定する者の氏名及び住所は、
長与町岡郷（地番）（氏名）。
利用権を設定する土地は、
岡郷（地番）、地目　畑、面積　３０４㎡　です。
利用権の種類は使用貸借で、具体的な作物名は　みかんです。
期間は、令和４年１２月１日から令和９年１１月３０日までの５年間です。
所在地は、平成２４年から借り入れをされており、今回２回目の更新となります。
土地の所在を説明します。４ページと資料の№３をお開きください。
所在地は、公園の南東側に位置した赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、担当農業委員さんお願いします。
１１番　山口　多美子　農業委員

１１番　１１月１５日、午後３時半頃、水谷会長、山﨑局長、森係長と私で現地確認をしました。現地は、きちんと手入れをされていたミカンが、アナグマに食べられていて、とても残念でした。今年は鳥獣被害がひどく、今後ますます多くなるのではないかと心配しています。使用貸借には、何も問題ないと思います。以上です。

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

１０番　柳原　厚志　委員

１０番　私のほうからちょっと確認をさせていただきます。（貸人）さん、まだ若いですけど、もう全然農業のほうはされてないんでしょうか。それから、借り手の（借人）さんは高齢で頑張っていらっしゃるということで、それで、（借人）さんに後継者がいらっしゃるかどうかお聞きしたいと思います。以上です。

議長　山口　多美子　委員　説明をお願いします。

１１番　私の知ってる限りでは、（貸人）さんは農業はされておりません。で、（借人）さんには息子さんがいらっしゃって、仕事は、お勤めされてますけど、農業の手伝いはされてるそうです。以上です。

１番　年齢的に逆になってますよね。借主が、高齢なのに若いほうが貸出しているという、実際そういうことです。山口さんがおっしゃったように、後継のですね、息子さんが、水田もミカンもですね。取り入れたりいろんな農繁期のときは手伝いをされてるようですので、ちょっと期間的に５年というのはどうなのかなというのはありますけども、もし何かが起こっても大丈夫だろうというふうに思います。以上です。

議長　他にご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認・議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたしま

す。

続いて、事務局から２件目の説明をお願いします。

事務局　続きまして、２件目です。５ページをお開きください。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、
長与町岡郷（地番）（氏名）。
利用権を設定する者の氏名及び住所は、
長与町岡郷（地番）（氏名）。
利用権を設定する土地は、
岡郷（地番）、地目　畑、面積　２６㎡　以下９筆です。
９筆合計　７，７６２㎡です。
利用権の種類は使用貸借で、具体的な作物名はみかん及び水稲です。
期間は、令和４年１２月１日から令和１４年１１月３０日までの１０年間です。
申請地は、平成２４年から借り入れをされており、今回１回目の更新となります。
土地の所在を説明します。６ページから８ページ及び資料№４をお開きください。
岡郷（地区名）にかけて、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、担当農業委員さんお願いします。
１１番　山口　多美子　農業委員

１１番　１１月１５日の午後２時半頃から、水谷会長、山﨑局長、森係長と私で現地確認をしました。（地番）と（地番）は、草は生えていませんでしたが、何も作ってないように見えました。（地番）の畑は、道路の土端には除草剤がかけてありましたが、他の畑はほとんど手入れされていませんでした。（貸人）さんが、（借人）さんに、貸されなかった場合は、もう畑は荒れてしまうというのは分かりますけど、もう少し、（借人）さんが手を入れていただけるようにお願いは出来ないものかなあと思いました。このままで、使用貸借をするのを何か検討する必要があると私は思いました。以上です。

１番　今、山口委員が説明をされたように、私のほうからもちょっと岡地区ですので補足説明をしますけど、ずっと継続して管理をされてるわけですけども、２回目の継続になってますけどもっと前から、作っておられたんですけども、だんだん手が入らなくなってですね、非常にもう荒廃といいますかね、Ａ分類のどっちのほうかなあというぐらいのところまで移っていっております。貸し借りを継続するということは別に問題はありませんけども、ただ１０

年というのが少し長いんじゃないかなあと。取りあえず、私の考えでは５年、この（借人）さんの年齢がですね。後継が、（氏名）さん。この状態を見ると１０年というのは少し厳しいかなあと。１０年契約で荒廃していくと、あとが困るなあという部分もありますので、これは本人も含めて皆さん方の御意見もお聞きをしながら、１０年はちょっと使用貸借になってますけども、５年ぐらいでちょっと様子を見たほうがいいんじゃないかなと、これ私の個人的な主観ですけど。

議長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
２番　渡邉　章三　委員

２番　はい。私も、この土地については、従来から、前回のときも見に行きましたし、だんだんやっぱり手入れ不足になってきてるんですね。それで今、会長も言ったように、これ見ると１０年という期限がね。もう１０年したら多分、今の状態でいけば、ミカン園は無くなるんじゃないかなという気がしています。だから、様子を見るとすれば、私はやっぱりもう３年ぐらいが妥当かなと思います。

議長　山口委員、心配をされてると思いますけど、後継者の（氏名）さんが、健康で元気ならば別にそう心配しないんですけども、（借人）さんももう高齢ですよね。そうするとこの年限的にどう思いますか。貸し借りも含めてですけど、考え方をどうぞ。
１１番　山口　多美子　委員。

１１番　（借人）さんには、最近お会いしてないので、どういう状況か、よく健康状態も分からないんですけど、（氏名）さんの健康状態がちょっと心配なので、後を（氏名）さんができるのかなってそれが、まず心配ですね。あのままだとミカンの木は無くなるでしょう。元々ミカンが何個かなっていたので、あれ今年はなっとらんやったねって、取った後かもしれないんですけど、取るための、入り口のいらない木は切って、取りに入ったような形跡はあったんですよね。でも、手入れしてるミカンじゃなかったですもんね。後がちょっと心配です

１番　肥培管理をされてない。これは私も見て、間違いなく、肥料もやってない、除草剤を入り口にちょっとかけてるという状態なんですね。どうでしょうか３年ぐらいというのを、条件付きを出されましたけど、

１０番　（借人）さんの息子さんが、（氏名）さんですよね。体調自体も私たちもはっきり分からな

いし、今日も休んでいらっしゃるということで、余り体調がよくないということであればですね、会長が言われるように１０年っていうと、あんまり長すぎじゃないかと思うんですけど、５年ぐらいのですね一応契約をされたほうが、私は妥当じゃないかと思っております。以上です。

議長　他にご意見・質問はありませんか。

【意見・質問なし】

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
この件に関して、期間を限定するという条件付きで農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認・議長に報告】

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。
これからは報告事項に移ります。事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは、報告いたします。まず、令和４年１１月総括表については、説明を省略いたしますので、後ほどご確認ください。
報告事項は違反転用報告が１件ございます。
報告事項の１ページをお開きください。資料につきましては№５をご覧ください。
違反転用報告です。
この事案につきましては、農地法の許可を受けないで、資料№５の右側の写真のとおり畑へ通ずる道路として利用されております。
報告事項の１ページの違反転用事案報告は、転用目的が農業用施設で、地域の農業振興や個人の農業経営上必要不可欠なものであれば、県に対し報告を求められておりませんが、県から「道路は農業用施設に該当しない」と判断した旨の連絡があったことから、当該案件を総会に報告し、総会後、「違反転用事案報告」を県に提出するものとされておりますので報告いたします。
対象地は、２筆ございます。
長与町本川内郷（地番）、登記地目　田　面積４９㎡。

長与町本川内郷（地番）、登記地目　田　面積２．６２㎡。
２筆合計５１．６２㎡です。
土地の所有者は、
長与町本川内郷（地番）（氏名）さん。
土地の利用者は、
長与町平木場郷（地番）（氏名）さんです。
平成１８年６月２８日付で売買予約の仮登記をされております。
土地の所在を説明します。３ページをご覧ください。
図面の左に踏切がございます。踏切の南側に位置した、赤色で表示してある場所が、対象地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、４ページで、ご確認いただければと思います。以上です。

議長　ただ今、事務局から報告がありましたが、担当地区の永田委員、何か補足説明はありませんか。

５番　（所有者）さんの土地をですね、もうかれこれ１０年ぐらい前に、買い求められて、（利用者）さんの土地に道がなかったために、線路を通って行かれたんですね、昔は。それで道がなかったために（所有者）さんの土地を買われて、道路を作っておられたんですよ。しかし何か、家庭の事情があって、今まで、登記をしないでおったということなんですけども、それで今になってから、もうお父さんも亡くなったもんで、相続の問題も出とるけんがっていうことで、登記をされたんじゃないかなと思っております。

事務局　今回は先月、５条の許可申請で、本人様から、申請が一旦出てきたんですけども、もう転用自体がこのような写真のような状況で、この航空写真の左側が（利用者）さんの畑ですので、そこに通ずる道路を平成１８年ぐらいに整備をされたというふうに聞いております。そのときに、本来５条の申請を出されて、転用をしておけば問題はなかったんですが、もう、転用前にやっているものですから、今回、軽微なものというふうに私たち考えていたんですけども、県と協議した道路は農業用施設に該当しないので、この報告書を出してくださいという、県からの指導がありましたので今回このような報告としております。以上です。

議長　今、事務局から説明があった通り、農業委員会としては追認という形でよろしいでしょうか。

【異議なし】

以上で、報告事項を終わります。続いて行事報告を事務局お願いします。

【この後令和４年１１月の行事報告が行われた】

１２月の総会日程について、事務局からお願いします。

事務局　１２月２６日（月）１４時００分からはいかがでしょうか。

【異議なし】

議長　以上をもちまして、長与町農業委員会１１月総会を閉会します。